

平成18年第2回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成18年3月1日(水曜日)午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般報告

第 4 町長の招集あいさつ

施政方針説明

議案上程(説明)

第 5 報告第 2号 専決処分事項の報告について

第 6 議案第 2号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款

第 7 議案第 3号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定について

第 8 議案第 4号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定について

第 9 議案第 5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第10 議案第 6号 美郷町税条例の一部改正について

第11 議案第 7号 美郷町学校給食センター設置条例の一部改正について

第12 議案第 8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正について

第13 議案第 9号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について

第14 議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第15 議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

第16 議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正について

第17 議案第13号 工事請負契約の一部変更について

第18 議案第14号 工事請負契約の一部変更について

第19 議案第15号 工事請負契約の一部変更について

第20 議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について

第21 議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について

- 第 2 2 議案第 1 8 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 3 議案第 1 9 号 平成 1 7 年度美郷町一般会計補正予算第 1 0 号
- 第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 7 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号
- 第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良 勝 君	6番	中村 利 昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑 雄 君	12番	熊谷 良 夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊 二 君
15番	泉 繁 夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正 治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	二藤 誠 祥 君
総務課長	森川 福 藏 君	企画課長	小原 正 彦 君
税務課長	深澤 章 一 君	住民生活課長	鈴木 四 郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明 則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	中野 弘 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏 和 君
建設課長	照井 一 夫 君	国体準備室長	澁谷 喜 一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英 世 君	教育委員長	清水 猛 君
教育長	高橋 福 雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	小松 清 君	幼児教育課長	泉谷 隆 雄 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 武藤 久 男

参 事 渋谷 新 一

局長補佐 田 中 まき子

上席主任 大 澤 修

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回美郷町議会定例会を再開します。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番、森元淑雄君、12番、熊谷良夫君を指名いたします。

◎会期決定について

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日3月1日から3月9日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

2月23日に議会運営委員会を開催しまして、次のとおりに決定しました。報告いたします。

定例会議の会期及び審議内容について報告いたします。

会期については、3月1日から3月9日までの9日間といたしました。

内容について申し上げます。

初日は、町長の招集あいさつ、施政方針説明を行います。その後、報告第2号と議案第2号から議案第22号までの内容説明を行いまして、初日を終わる予定であります。

2日、木曜日は休会といたします。

3日、金曜日は、議案第23号 平成18年度美郷町一般会計予算から議案第28号の平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算まで、内容説明を行いまして、その後に陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。

3月4日と5日は休会といたします。

3月6日、月曜日は、本会議を休会しまして、各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定であります。

7日、火曜日は、再開しまして、一般質問を行います。

8日、水曜日は、初日に説明のありました単行議案の審議を行う予定であります。

9日、木曜日は、平成18年度当初予算の審議を行い、委員会報告をしまして終了の予定であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これについて質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成18年1月分の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ・施政方針説明

○議長（伊藤福章君） 日程第4、次に、町長より定例会招集に当たってのあいさつの申し出があります。これを許します。町長、松田知己君。

○町長（松田知己君） 平成18年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、町長公室関係ですが、先般サテライト六郷運営協議会からサテライト六郷における車券の発売額の1%を美郷町に交付している地元対策負担金について、業務システム関係の改修等の必要性や売上額の減少を踏まえ、その率を変更したい旨のお願いがありました。

残念ですが、今後の安定的な場外開催等を考えますと、やむを得ないことと認識しております。当分の間地元対策費は、売上額の0.5%になります。

美郷町民歌の制定経緯についてご報告いたします。

昨年9月20日から10月31日まで歌詞を募集したところ、41編の応募がありました。12月28日、委員5名により町民歌歌詞選定委員会を開催し、町民歌、イメージソングの2編を選定するとともに、1月22日に2回目の同委員会を開催し、歌詞の補作、字句訂正等を行っております。

また、その後作曲も完成し、2月27日付でその制定を告示しております。

次に、総務課関係ですが、豪雪による被害状況をご報告いたします。

さきの臨時会でご報告した後、雪おろし中の転落事故及び家庭用の除雪機に巻き込まれる事故が発生し、2名の方が負傷されました。心からお見舞い申し上げます。

また、雁の里山本公園内駐車場において、樹木からの落雪により自動車の破損事故が発生いたしました。人身に被害は及びませんでした。落雪が予想される部分の駐車スペースを制限するなど、対策を講じました。

企画課関係ですが、2月9日から11日までの2泊3日の日程で茨城県かすみがうら市の志筑小学校4年生23名が訪れ、本町の小学生と本堂城跡の見学、歴史の学習や雪遊び、もちつき体験を通じた交流を深めました。

この交流は、本堂公の縁で3年前から両市町の小学生が相互の歴史や文化を学習し、交流を深めることを目的としたものであり、今後も交流の継続と拡大を期待するものです。

また、2月12日、名古屋市において中部・関西地区美郷町ふるさと会総会が開催され、55名の方が出席されました。

2月19日には東京都において美郷町仙南ふるさと会が開催され、104名の方が出席されてお

ます。

両総会ともふるさとの話題などで大変盛会裏に行われました。

住民生活課関係ですが、1月28日午前8時45分ごろ、仙南地区の金沢字寺田で火災が発生し、木造一部2階建ての住宅257平方メートルを全焼しました。幸いにも住人は全員逃げて無事のことでした。心からお見舞い申し上げます。

福祉保健課関係ですが、昨年7月に実施した心の健康づくりアンケート結果がまとまりました。秋田大学医学部の指導、協力を得て、仙南地区と六郷地区の30歳以上70歳未満の方7,621人を対象に実施し、回答された方は6,639人で、回収率は87.1%でした。

この中で、抑うつ度の通知を希望された方が2,541人で、回答者の4割ほどとなっております。

この結果を踏まえ、2月下旬から抑うつ度の高い方に対し、秋田大学医学部健康増進分野の先生による面接相談を行っております。

今後は、集落での取り組みなども行ってまいります。

農政課関係ですが、昨年12月22日、県より平成18年度生産目標数量2万4,691トンの配分通知を受けました。

町では2月2日と23日に美郷町水田農業推進協議会を開催し、配分方法と交付金の用途を決定しております。

配分方法につきましては、旧町村単位ではなく、美郷町一本として配分されたことや、地域間の格差を是正することを考慮し、生産目標数量配分率71.64%で全町一律配分し、2月7日付で農家個々に配分をし、目標面積の達成をお願いしております。

転作面積は、昨年と比較し、美郷町全体で68.4ヘクタール多い1,679ヘクタールとなっております。

なお、加工米については、昨年度同様に、市町村への配分は行われず、産地意向による手上げ方式となっており、農家の自主的な取り組みを尊重する希望数量の申し込みとしております。

1月10日、平成19年度から始まる新たな経営所得安定対策への対応として、美郷町集落営農化等支援チームを設置しました。

2月28日までに集落営農や農業法人化等の組織化に向けた集落説明会等を町内68カ所で開催し、新対策の説明と地域の合意形成を推進しております。

美郷町農業振興地域整備計画の策定について、1月12日、美郷町農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域整備計画(案)を取りまとめ、県との協議終了後、2月14日に告示及び縦覧を開始し、4月から美郷町農業振興地域整備計画が施行されます。

また、農村振興総合整備統合補助事業については、千屋地区内の排水路整備工事2件を、総事業費 1,105万 6,000円で12月28日に発注しております。

建設課関係ですが、道路改良工事については、東大通り線道路改良工事を初め、ほか2路線を総額 5,321万 4,000円で発注しております。

測量設計については、野中・西明田地線測量調査設計委託、ほか2路線の設計業務委託として総額 3,675万円で発注しております。

また、六郷東部地区水道未普及地域解消事業（第2工区）と公共下水道・東部地区簡易水道事業（第4工区）のアロケーション工事については、総額 2,538万 9,000円で発注しております。

除雪状況ではありますが、2月末日まで延べ56回出動し、昨年と比較し13回ふえております。

また、道路の排雪を延べ50回実施したほか、交差点の見通し確保や歩行者の安全のため雪の壁の切り崩しを実施しております。

出納室関係ですが、本町の指定金融機関である秋田銀行から全県的な方針として、平成18年4月より派出窓口を1市町村1カ所としたいとの申し入れがありました。

できれば、現状が望ましいわけですが、銀行の方針もあり、出納室の公金収納や支払い事務の取りまとめ等をかんがみ、仙南庁舎への派出窓口の継続設置をお願いしております。

したがって、千畑庁舎への派出窓口は、本年3月末をもって廃止となります。

銀行としての周知に加え、町としても広報美郷などを通じ、周知徹底を図ってまいります。

なお、町税等につきましては、これまでどおり各庁舎総合サービス課で納付いただくことができます。

学務課関係ですが、2月7日、「子ども見まもり隊」結成集会を開催しました。登下校時の子供たちの安全を守るためにボランティアを募集しましたところ、町内外から353人、44企業の皆様のご協力を得て、車両772台にステッカーを張り、防犯の推進や子供の安全を見守っていただいております。

今後とも地域の皆様のご協力を得ながら防犯に取り組み、犯罪の抑止と安全、安心な地域づくりにつなげてまいります。

2月20日、美郷町金沢西根字菅谷地出身で東京都北区在住の鹿野ご夫妻から今後の学校教育に活用していただきたいとのことで、母校の仙南西小学校に対しエレクトーン、バスキーボード、オルガンなどの寄附がありました。ご厚意にお礼申し上げ、今後の音楽教育、情操教育に積極的に活用させていただきます。

社会教育課関係ですが、六郷のカマクラ行事が2月11日から15日にかけて行われました。気温

が高く、雪宮や鳥追い小屋への雨の影響に各町内とも苦労していたようです。最終日の「竹うち」は、天候にも恵まれ、多くの観光客が見守る中、勇壮な打ち合いが展開され、関係各位のご協力により無事カマクラ行事を終了することができました。

続きまして、提出いたしました平成18年度当初予算議案以外の議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の報告ですが、賠償事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

議案第2号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款ですが、二ツ井町が能代市に編入合併すること、秋田県に出資金返還するため定款を改正する必要が生じ、お諮りするものです。

議案第3号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定についてですが、美郷町の交通安全に関する総合的な施策の審議及び実施を推進するため、美郷町交通安全対策協議会を設置したく、お諮りするものです。

議案第4号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定についてですが、犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定及び実施するためお諮りするものです。

議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、人事院勧告にかんがみ、町職員の給料表の構成及び号給構成の改定、給料月額改定、昇給制度の改定に伴い、所要の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第6号 美郷町税条例の一部改正についてですが、普通徴収に係る町民税を納期前納付したことによる報奨金を廃止したく、お諮りするものです。

議案第7号 美郷町学校給食センター設置条例の制定についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食センター設置のためお諮りするものです。

議案第8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正についてですが、奨学金の貸与額を改正したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてですが、雁の里管理休憩棟の供用開始に伴い、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する事項を定めるためお諮りするものです。

議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定についてですが、美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する事項を定めるためお諮りするも

のです。

議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正についてですが、寺町親水公園及びかまくら畑公園の完成に伴う所要の改正についてお諮りするものです。

議案第13号、第14号、第15号の工事請負契約の一部変更についてですが、それぞれ千畑地区大台野広場のグラウンドゴルフ場整備工事、仙南地区の南千間谷地・元村線道路改良舗装工事、仙南地区の赤城・扇田線道路改良舗装工事に係る契約金額を変更したく、お諮りするものです。

議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について、議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について、議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰り入れにより、それぞれ美郷町簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の円滑な推進を図るためお諮りするものであります。

議案第19号 平成17年度一般会計補正予算第10号についてですが、既に終了している事務事業等の経費の精算に伴う歳入歳出予算の調整及び財政調整基金及び減債基金の積み立てに係る歳出予算等についてお諮りするものであります。

議案第20号 平成17年度簡易水道事業特別会計補正予算第6号についてですが、既に終了している事業等の経費の精算に伴う歳入歳出予算の減額及び平成16年度借入した町債に係る利子分の増額等についてお諮りするものであります。

議案第21号 平成17年度下水道事業特別会計補正予算第5号についてですが、既に終了している事業等の経費の精算に伴う歳入歳出予算の調整についてお諮りするものであります。

議案第22号 平成17年度農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、既に終了している事業等の経費の精算に伴う歳入歳出予算の調整についてお諮りするものであります。

以上、行政報告とともに、提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（伊藤福章君） 次に、町長より施政方針説明の申し出があります。これを許します。町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成18年度予算案の審議をお願いするに当たり、町政運営に関する基本的な方針と主な取り組みを説明申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

平成17年度も残すところ1カ月となりましたが、美郷のまちづくり元年と位置づけて臨んだ本

年度は、まずは枠組みづくりの年として町の体制確立や施策の骨格構築、地域融和に向けた取り組みを具体化する年でした。

町議会及び農業委員会の改選や美郷町総合計画を初めとする各種計画の策定、地域間差異のある事業の調整及び町民憲章や町民歌など、町のシンボルづくりなどに取り組みを重ねてまいりました。

こうした取り組みを踏まえて迎える平成18年度は、まずは、それぞれの分野で策定した各種計画との整合を踏まえながら、まちづくりの根幹である美郷町総合計画の着実な推進を図るとともに、地域の一層の一体化を意識して取り組みを重ねてまいりたいと存じます。

また、年々厳しさを増す財政環境を見通し、財政面での合併効果の早期実現に留意していくとともに、自主財源の確保にも意を払ってまいります。

さらに、合併によって顕在化した行政課題にも積極的に取り組んでまいり所存です。

こうした方針の具現化に当たっては、基本的に町民理解のもとで進んでいくよう、引き続き各種情報の共有化に意を払うほか、地域状況を踏まえながら、地域間バランスにも留意する観点を大切にまいりたいと存じます。

また、具体の事務事業の推進に当たっては、効率的な美郷スタイルの事務処理方式を確立していくよう留意するとともに、職員資質の向上や組織機構の見直し等にも意を払ってまいります。

その上で、目標である「町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」を目指してまいりたいと存じます。

以上のような町政運営の方針を踏まえた平成18年度の予算編成に当たっては、次のような点に留意しております。

まず、一般会計の歳入についてですが、歳入の大半を占める地方交付税については、平成18年度地方財政対策の状況を参考にするとともに、不測の事態の財政需要にも対応できるよう、一定の留保に配慮しております。

また、自主財源については、本年度の状況等を踏まえたほか、三位一体改革で削減される国庫支出金等についても各般の情報をもとに適正に計上いたしております。

また、町債については、起債残高を増嵩させないこと、及び適債性のある事業にはできる限り活用することとし、計上しております。

また、繰入金については、基金残高に留意し、歳入の不足分について財政調整基金などを取り崩しております。

特別会計の歳入については、国の制度改正等を踏まえたほか、使用料や国・県支出金等につい

ても各般の情報を踏まえ、適正に計上するように留意しております。

歳出については、昨年度の経常収支比率を踏まえ、経常経費の抑制に努め、できる限り政策経費を確保するように留意しております。

また、政策経費については、国や県の政策展開方向を踏まえたほか、旧町村で未着手であった喫緊の課題にもできる限り美郷町として対応するよう留意しております。

また、投資的事業については、継続事業を優先させるとともに、新規事業については、各地域の整備水準を踏まえながら、地域バランスにも配慮しております。

平成18年度の一般会計は、111億 1,300万円で、昨年度に比較し、5.4%の減少です。

また、国民健康保険特別会計は、22億 4,421万 6,000円で、0.9%の増加です。

老人保健特別会計は、27億 4,024万 7,000円で、6.4%の増加です。

簡易水道事業特別会計は4億 803万 5,000円で、千畑地区での事業完了や六郷東部地区簡易水道浄水場施設の整備終了のため53.5%の減少です。

下水道事業特別会計は3億 6,481万 6,000円で、11.4%の増加です。

農業集落排水事業特別会計は2億 1,581万 4,000円で、0.2%の増加です。

次に、平成18年度の主な取り組みを総合計画の章に沿ってご説明いたします。

また、各分野における施策選択については、特に地域融和の推進、水環境の保全の推進、ボランティア活動の推進、食育の推進、農・商・工の連携活動の推進につながる施策を優先するよう意を払っております。

初めに、第1章の快適な町を目指してです。

道路交通体系の整備・充実ですが、町内主要施設に町民が30分以内に到達できるよう、大坂善知鳥外川原線ほか6路線について幹線道路整備を継続実施するほか、集落間のアクセス道路10路線の改良舗装を実施し、域内交通の円滑化に努めてまいります。

次に、上下水道の整備充実ですが、六郷東部地区簡易水道事業として、配水管敷設 2,891メートル、消火栓19基を整備いたします。

また、下水道整備事業として、下水道管 3,095メートルを敷設するほか、合併浄化槽導入促進事業を継続実施し、生活雑排水の処理推進に努めます。

さらに、下水道及び農業集落排水への加入促進事業を展開し、施設の活用促進及び水環境の保全に努めてまいります。

快適な住宅環境の整備ですが、定住促進を期し、塚地区に町営住宅3棟を建築するほか、本年度に引き続き町営住宅の下水道接続工事を実施してまいります。

平成18年度は、町営熊野住宅を実施いたします。

また、新たに空き家、空き店舗、空き地など、遊休不動産情報をホームページに掲載する「定住情報提供事業」を実施いたします。

次に、第2章の自然にやさしい町を目指してです。

環境保全の推進ですが、水質保全状況をチェックするため、引き続き水資源保全事業として、町内河川等の水質検査を実施するほか、ISO管理事業としてISO 14001の定期審査を実施するとともに、新たに千畑交流センター、仙南公民館で認証を取得し、環境に対する意識向上を図ります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、本年1月に廃止認可を受けました千畑町一般廃棄物最終処分場については、平成18年度も水質検査を継続実施するほか、仙南村一般廃棄物最終処分場は、閉鎖に向けた実施計画の策定と工事に着手し、廃止認可を受けられるよう対策を講じます。

また、山間部等へのごみ不法投棄の未然防止のため、不法投棄対策事業を実施し、不法投棄監視人の活動を推進するとともに、新たに不法投棄監視清掃ボランティアを募集、組織化を図ります。

土地の計画的利用と保全ですが、土地の適正管理推進のため、地籍調査事業を継続し、仙南地区92ヘクタールを調査いたします。

次に、第3章の健やかな町を目指してです。

健康生活の推進ですが、健康の自己管理意識を向上させるため、引き続き健康講座などを通じて正しい知識普及に努めるほか、小学校児童を対象に食育推進事業を実施します。

また、心の健康づくり事業として、昨年度実施したアンケート結果をもとに、秋田大学医学部の協力を得ながら相談活動などを実施し、自殺予防に努めます。

また、成人総合検診事業として昨年に引き続き総合検診を実施いたします。

児童福祉の向上ですが、幼保一体運営のもと、子育て支援策として一時保育事業や放課後児童健全育成事業を継続するほか、子育て家庭の経済的支援として乳児養育支援金の支給や保育料の2分の1減免を引き続き実施するとともに、未就学児を対象に所得制限を設けず、乳幼児医療費の助成をしてまいります。

また、六郷わくわく園において雑排水等流出防止のための下水道接続工事、盛夏時対策としての保育室空調設備工事を実施し、保育環境の整備に取り組みます。

高齢者福祉の向上ですが、介護保険制度の改正に伴う予防重視型システム構築に向けて、福祉保健課内に「地域包括支援センター」を設置するほか、はり・きゅう・マッサージ助成、温泉入

浴への支援などを引き続き実施し、高齢者の健康維持増進を推進します。

また、介護保険事業者と連携を図りながら、介護用品や介護者手当の支給等の支援を継続いたします。

障害者福祉の向上ですが、障害者自立支援法の施行により、従前とはサービス提供の仕組みが大きく変わるため、その円滑な運営に努めてまいるほか、引き続き透析通院者への支援を実施いたします。

次に、第4章の心豊かな町を目指してです。

乳幼児教育の充実ですが、幼保一体運営のもと、年長児の町内3施設交流会を実施するとともに、幼児期の食生活の重要性にかんがみ、保護者に対する食育の啓蒙普及に努めます。

また、施設等整備を年次計画で推進するとともに、引き続き授業料の2分の1減免を実施してまいります。

学校教育の充実ですが、基礎学力の定着度などを把握するため、新たに「確かな学力定着事業」を実施するとともに、中学校における学校間交流を新たに実施し、地域交流と教育活動の活発化を推進してまいります。

また、「子ども見まもり隊」ボランティア活動を継続し、地域全体で子供を守るまちづくりに取り組んでまいります。

また、施設整備については、耐震診断を実施した六郷東根小学校、千屋小学校、千畑中学校について、今次定例会で補正予算をお願いし、平成18年度で耐震補強工事を実施するほか、六郷中学校体育館については、解体することとし、隣接している総合体育館アスパルにその機能を持たせるべく調整を図ります。

また、六郷学校給食センターの老朽化対策と学校給食の効率的な運営を図るため、千畑学校給食センター並びに仙南学校給食センターの機能強化に着手し、平成19年度からの新たな給食センター体制の構築を図るとともに、食育の一環として美郷の食材を多用した「まるごと美郷給食」を実施いたします。

社会教育の推進ですが、本年度中に策定する生涯学習・社会教育中期計画に基づき、幅広く生涯学習を奨励するとともに、芸術・文化に触れる機会として映画上映会、文化講演会、自衛隊音楽隊コンサートを実施するほか、学友館においては館蔵品、県展等入選作品等の展示を実施いたします。

スポーツの振興ですが、県からモデル地区として指定される体力・健康づくりモデル事業を実施し、スポーツを通じた仲間づくりや健全な心身育成を推進するほか、老朽化した六郷野球場の

塗装工事を実施いたします。

また、国体リハーサル大会として第41回全国都道府県対抗自転車競技大会とバドミントン日本リーグ2006、2部リーグ秋田大会を開催するほか、民泊を初めボランティアの募集、国体協会の活動推進などに取り組み、平成19年度の国体に備えます。

歴史と文化の保存と創造ですが、新たに本堂城回地区の試掘調査、六郷西部地区の根子荒田遺跡の発掘調査を実施します。

また、本町文化財への理解を深めていただくため、新たに「町内文化財マップ」を作成します。

次に、第5章の人が触れ合う町を目指してです。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民の憩いの場である大台野広場にマレットゴルフ場及びトイレ、駐車場を整備するとともに、各公園を快適に利用していただけるよう、適切に維持管理を実施してまいります。

触れ合い活動の推進ですが、「行政区機能強化事業」として、行政区活動に支援策を講ずるほか、町内の湧水群や寺社・史跡等を見学し、地域間の融和を深める「美郷めぐり事業」を引き続き実施いたします。

また、美郷町民としての一体感が醸成されるよう、美郷町誕生の11月1日を「町の日」と定めるとともに、記念式典を開催いたしたいと存じます。

観光の振興については、観光協会の体制整備を推進していくとともに、首都圏在住者に美郷町ふるさと大使を委嘱し、観光PRに努めます。

また、美郷町民の一体感の醸成とあわせ、観光客の誘致を図るため、引き続きラベンダーまつりやジャズコンサート等を開催し、町内外の交流を促進するほか、「街なみ環境整備事業」として、清水を生かした観光回遊ルート及び御台所清水の公園整備を推進します。

人材育成と地域・国際交流の推進ですが、昨年に引き続き国際的な視野をはぐくむことを目的とし、中学生海外研修事業を実施するほか、大田区との友好都市提携を踏まえ、「美郷の味販売交流促進事業」として交流拡大を図るとともに、つくば市の水環境学習交流やかすみがうら市との歴史交流も継続してまいります。

次に、第6章の活力ある町を目指してです。

農林業の振興ですが、平成19年度から施行される経営安定対策等に専任スタッフを配置して対応するほか、新たに「集落営農支援事業」や「特定農業団体育成事業」を実施し、集落営農の組織化を推進します。

また、六郷西部地区、土崎小荒川地区、金西東部地区の基盤整備事業や六郷地区での地域用水

環境整備事業に支援を継続するとともに、新たに本堂城回地区の基盤整備事業に支援を講じます。

また、美郷こだわり米や美郷ブランド品目の作付拡大に向け、引き続き「美郷ブランド確立事業」を実施するとともに、地産地消を推進する方策として、農業・商業・工業の連携等による直売ネットワーク構築に向けて「地産地消支援対策事業」を実施してまいります。

また、地域内の家畜排泄物の適正処理や良質で安価な有機質肥料の供給、耕畜連携による循環型農業の確立を図るため、新たに「畜産環境整備事業」として、堆肥生産施設の建設に着手いたします。

工業の振興ですが、本年度中に策定する誘致企業ガイドに次いで、平成18年度は町内企業ガイドを作成し、企業活動を側面支援するとともに、新規学卒者の雇用促進に努めてまいります。

また、自主財源の確保及び商工業振興の一環として広報に有料広告欄を設けるとともに、ホームページでも実施に向け調整を図ってまいります。

商業の振興ですが、地元購買率の向上並びに地産地消の推進、商店街活性化のため、生産者、販売者、消費者等の連携により、「地販地消推進事業」を実施するとともに、町内の商店街等が一堂に会する交流市の支援や研修会を実施し、商い意識の向上を図ってまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、去る2月17日に発足した美郷町地域雇用創出協議会活動を推進しながら、国の地域雇用創造支援事業を導入した雇用創出を期すとともに、あわせて空き店舗解消、商業振興に努めてまいります。

また、出稼ぎ労働者の援護として、就労前健康診断や安全就労確保のため、引き続き出稼ぎ就労者支援事業を実施いたします。

次に、第7章の安全で安心できる町を目指してです。

防火・防災体制の充実ですが、災害時の連絡手段充実のため、新たに庁舎にアマチュア無線局を整備するとともに、タクシー等の業務用無線との災害時の協定を結ぶほか、消防施設整備として、簡易水道の整備にあわせ、消火栓の整備を推進します。

交通安全の推進ですが、「美郷町交通安全対策協議会」を設置し、関係機関と一体となった意識啓蒙活動を推進するほか、カーブミラーなど交通安全施設の整備を推進します。

青少年健全育成防犯の推進ですが、青少年育成美郷町民会議と協力し、有害図書の排除等、青少年を取り巻く環境浄化に努めるほか、犯罪の未然防止のため、防犯指導隊のパトロールの実施や防犯灯、街路灯の点検整備を実施します。

次に、第8章の町民主体の町を目指してです。

信頼され、親しみのある行財政運営の推進ですが、美郷町行政経営プランに基づき、目標管理

を基本とした効率的な行政サービスの推進に取り組むほか、職員的能力開発及び意識改革を促すため、他機関との人事交流を含めて職員研修を強化いたします。

また、事務組織の効率化や公共施設の統合整備の検討に着手してまいります。

住民参加の推進ですが、「美郷町男女共同参画・みさと計画」に基づき、住民懇話会の開催や啓蒙啓発活動を展開するとともに、新たに地域住民と行政による「協働・参画のまちづくり事業」を実施し、各分野のボランティアと連携した地域づくりのあり方などの検討に着手いたします。

また、町民各位が町の象徴として心を寄せることができる「町民憲章」や「町民歌」を町内の小・中学校及び体育館、3庁舎に掲示し、町民意識及び地域の一体化を推進いたします。

以上、予算案の概要並びに平成18年度の主な取り組みについてご説明申し上げました。

合併で誕生した自治体の将来の地域発展には、何より早期の地域一体感の醸成と正確な現状認識が肝要と存じます。

そのため、ただいま説明いたしました内容については、地域全体を見渡しながら、透明性を重視しながら、適正に推進し、地域間及び住民・行政間の距離感の短縮、ひいては信頼感の強化に努めるとともに、各般の取り組みを重ねる過程で折に触れて正確な町の現状を説明し、町民理解をいただくよう意を尽くしてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、何とぞこうした観点での町政推進にご理解とご協力をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

「美郷がいちばん、すきです美郷」と言える町に向かって私初め職員が一つとなって努力を重ねるよう改めて決意し、施政方針といたします。以上です。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、報告2号 専決処分事項の報告について上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 報告内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

このことについては、事故発生が平成18年1月5日、午前0時50分ごろ、美郷町土崎の杉並木

で町有管理している杉並木で杉の枝 2 本が雪の重みに耐えられず落下し、杉並木にある自宅車庫へ車を入れようとしてバックしている最中にフロントガラスに直撃したものでございます。

車の修理代費用として12万 8,393円をお支払いするものでございます。

なお、このことについては、平成18年2月10日に示談が成立しております。

以上のことよって、地方自治法 180条第 1 項の規定により専決処分したものでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

◎議案第 2 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第 6 議案第 2 号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。

なお、別表 1 と別表 2 は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第 2 号についてご説明申し上げます。

秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正するものでございます。

19条でございますが、これは、土地開発公社の資産の額を規定しているものでございます。その額を改めると。

それから、別表 1、別表 2 についても改めると。

その変更の理由でございますが、平成18年3月21日から二ツ井町を廃し、その区域をもって能代市とし、新設合併するため、同町が秋田県町村土地開発公社を脱退し、及び市町村合併に伴い設立団体以外の出資額の合計が基本財産の額の 2 分の 1 以上になること等により、秋田県に出資金を返還するため、定款を変更するものでございます。

なお、土地開発公社定款の新旧対象表については、議案資料等に添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第 7、議案第 3 号 美郷町交通安全対策協議会条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

美郷町の陸上交通の安全に関する総合的な施策の審議及び実施を推進する機関として美郷町交通安全対策協議会を設置いたしまして、より一層の交通安全対策を講ずるために提案するものでございます。

別紙のとおり、設置、所掌事務、組織等について定めるものでございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第 4 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第 8、議案第 4 号 美郷町犯罪被害者等基本条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定及び実施するために提案するものでございます。

平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法が施行されました。同法に基づきまして、犯罪被害者支援等について地方公共団体の責務が明確にされたところでございます。

犯罪につきましては、起こってはならないものでございますけれども、大仙警察署管内で足並

みをそろえて被害者等の支援をしていくということの理由もございまして、大仙市では2月に議会の方に提案しておられるようでございます。

美郷町におきましても、大仙警察署管内の町として地域の状況に応じた施策をしていただき、実施してまいりたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

別紙のとおり、目的、定義、町の責務、町民等の責務等定めてございます。

町の責務でございますけれども、第3条に示されてございます。町につきましては、犯罪被害者等の相談窓口的な責務を行うというふうなうたわれてございます。

これらの条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

参考までに、大仙警察署管内以外の市町におきましては、横手市、湯沢等で、横手市については、年度内に制定されると。県内では8市町が年度内に制定に向かって今業務を進めているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第9、議案第5号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第5号についてご説明申し上げさせていただきます。

これは、人事院の給与に関する勧告にかんがみ、町職員の給与について給料表の構成及び号給構成の改定、給与月額改定、昇給制度の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要があることから、今回職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず最初に、平成17年8月15日に人事院勧告の概要についてご説明申し上げたいと思います。

人事院は、従来から公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることが基本に勧告を行っている。今回の勧告で給与制度について全般にわたる抜本的な改革、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、50年ぶりの大きな改革となります。

その主な内容でございますが、官民較差の3年平均値を参考として、給与表の水準を全体とし

て約 4.8%引き下げると。現行の給料表の 1 級、2 級及び 4 級、5 級を統合し、現行の 8 級制を 6 級制とすると。

それから、きめ細かい勤務成績の反映を行うため、現行の号給を 4 分割とすると。

若手の職員層については引き下げを行わず、中高年齢層については 7 %引き下げることとする。

現時点の最高号給を超える者の在職事態を踏まえて号給を増設すると。したがって、最高号給を超える給与月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止する。

単純労務に雇用される職員の給与についても一般職の給料表との均衡を基本に改正する。

現行の給料表の 3 級、4 級を統合し、現行 5 級制を 4 級制とする。

それから、人事院勧告では地域手当の新設も行ってございます。これは、民間賃金の地域間較差が適正に反映されるように現行の調整手当にかえて、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給すると。本県に対しては、それは対象となりません。

それから、勤務実績の給与への反映ということで、勤務成績に基づく昇給制度の導入と。これは、内容でございますが、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を 5 段階設けることとする。このことによって、職員の勤務成績が適正に反映される昇給制度を導入すると。

それから、年 4 回の昇給時期を年 1 回に統一すると。これは、1 月 1 日。

それから、55 歳昇給停止措置にかえて、55 歳以上の昇給については、昇給幅を通常の半分に抑制すると。

それから、勤勉手当の実績範囲の拡大ということで、勤務成績を支給額により反映し得るよう勤務手当を勤務成績に応じて弾力的に支給すると。ということで、今後のスケジュールですが、給与の引き下げは、経過措置を設けて段階的に実施すると。

新制度の導入や手当額の引き上げについては、段階的に導入し、平成 22 年までの 5 年間で完成させると。

昇給制度は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

それから、勤勉手当の勤務成績反映の拡大は、平成 18 年 6 月期の勤勉手当から実施すると。

以上のことが人事院から勧告された主な内容でございます。

このことを踏まえて、本町においても地方公務員の給与について給料表及び給与制度について人事院勧告に準じて実施することとするものでございます。

本条例の一部改正の内容でございます。

第 3 条第 1 項ただし書きを削るということでございます。これは、年功的昇給を供与することになっていたものでございますが、これを基本的に職務、職責に応じたものとするということで、

この条文を削除すると。

4条第5項から10項までの内容でございますが、これも先ほど人事院勧告でも示されましたとおり、特別昇給、普通昇給を統合し、1年間における勤務成績に応じて行うこととするものだという内容の条文の改正でございます。

それから、6項については、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給制度を導入する規定でございます。昇給の区分は、5段階を設けるということでございます。

それから、7項については、55歳昇給停止を廃止すると。55歳以上の昇給については、昇給幅を通常の半分にする。

8項については、最高号給を超える、要する枠外昇給制度を廃止する規定でございます。

9項については、昇給は予算内で行うことを規定するものでございます。

第10項については、5項から前項までに規定するほか、職員の給与に関して必要な事項については規則で定めることを規定したものでございます。

第7条第2項中でございますが、管理職手当の給与月額を「100分の8」から「100分の12」の範囲内に改正するものでございます。

第22条の第5項でございますが、これは、給料表で職務の級が「4級以上」である者については、今回の改正で旧4級、5級を統合させ、新級で「3級」とすると。

給料表については、別紙のように改めるということでございます。

それから、附則の1でございますが、平成18年4月1日から施行すると。

それから、2については、等級の職務の給与の切りかえを行うものでございます。これは、職員の職務の級が旧級、要するにもとの給料表を附則別表第1表に新級に切りかえるということでございます。

3については、号給の切りかえでございます。号給については、附則別表第2に定める号給とするということの規定でございます。

4の昇給の級における最高の号給を超える給与月額の切りかえについては、規則で定めるものとするという規定でございます。

5については、施行日前の異動者の号給のことを必要なことについては、別途に規定するという内容のものでございます。

6については、職員が受けている号給の基礎は、給与条例規則に定めたものであることを規定したものでございます。

7でございますが、給与の切りかえに伴う経過措置について規定したものでございます。給料

表に切りかえにより、今まで受けていた給料月額が下回った場合、この差額に相当する額を給料として支給するという規定でございます。

前項の規定により、均衡上必要がある場合がございますが、その場合は規則に準じて給料を支給すると。

それから、9でございますが、新たに給料表の適用を受ける職員が旧級から新級に切りかえる職員との均衡上必要があると認められる場合は、規定に準じて給料を支給すると。これは、派遣される職員、退職、復職する職員等々が該当になる条項でございます。

それから、10でございますが、給与条例7条の管理職手当、第22条の期末手当、25条の勤勉手当の条項中、「給料月額」とあるのは、「給料月額と差額相当額との合計額」とするという内容でございます。

11でございますが、条例の施行に関し必要な事項は規則へ委任するものですという条文でございます。

それから、12でございますが、美郷町の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員のことについての条文の整理でございます。

それから、13については、職員の育児休業に関する条例について規定したものでございます。これは、育児、介護のための常勤職員の短時間勤務制を導入するものでございます。

14、15、16、17、18、19、以上については、美郷町一般職の給与に関する条例の一部改正に伴い、それぞれに基づきそれぞれの関係条文の条文を整理するという内容でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

これにて10分間暫時休憩します。

11時15分再開。

（午前11時04分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時15分）

◎議案第6号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、議案第6号 美郷町税条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（深澤章一君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

今回の町税条例の一部改正は、町民税に係る前納報奨金制度をなくすというものでございます。

本町ではこの前納報奨金の制度は、町民税と固定資産税において条例化しておりますけれども、町民税ではこの制度を利用できるものは普通徴収の納税者に限られまして、給与所得者で事業所等から毎月天引きされる特別徴収の納税義務者には適用されないということで、以前から一部の納税者から前納制度を利用したくても税法上できなく、不公平であるとの指摘がありまして、今回この不公平感を解消するため、平成18年度から廃止したいというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、議案第7号 美郷町学校給食センター設置条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 議案第7号 美郷町学校給食センター設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

これまで各学校給食センターにつきましては、旧町村の設置条例を暫定的に施行しておりましたが、これを平成18年4月より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づきまして、美郷町としての設置条例を制定するために提案するものでございます。

別紙の条例（案）をごらんください。

内容につきましては、これまで暫定施行しておりました旧町村のそれぞれの条例を一本化したもので、第2条におきましては、各三つの給食センターの名称と位置を定めており、第3条におきましては、管理運営の所管、第4条では職員について定めてございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、議案第8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 議案第8号 美郷町奨学資金に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

将来有望な町民を育成することを目的とする貸付制度の安定的な継続を可能とするために奨学金の貸与内容を改正したく、提案するものでございます。

議案資料集9ページに新旧対照表が載っております。そちらをごらんくださるようお願いしたいと思います。

第3条の奨学生の選定ですが、2号の「在学又は最終出身学校長が奨学生として推薦した者」とありますが、これを申請者の利便を図り、削りたいというものでございます。

次に、資料集の次のページ、10ページをごらんください。

旧の方でございますが、奨学金ですが、これまで高校月額2万円、高等専門学校または専修学校月額3万円、大学月額3万円、4万円、5万円からの選択であったものを、高校の場合、「月額1万5,000円」に、大学、高等専門学校または専修学校を一本化し、「月額4万円」と改正すること、また、貸与人数につきまして、これまでの条例には貸付人数の枠の定めがなく、選択する人数と予算との整合性がなく、そういう状態でございます。これを条例の整備の観点から、貸付人数の枠を予算の範囲内と定めたいというものでございます。

入学金的取り扱いの特別奨学金については、国、県の制度との均衡を図りたく、廃止したいというものでございます。

この条例を平成18年4月1日より施行させたいというものでございますので、どうかよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、議案第9号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正
についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、今年度工事完了いたします雁の里管理休憩棟の供用開始に伴い提案
するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

条例の第2条におきましては、自治法の規定に基づきまして、雁の里山荘のほか7施設を設置
してございます。今回雁の里管理休憩棟をつけ加えるものでございます。

それから、別表の使用料の欄でございますが、千畑大台野広場の施設使用料との整合性を図る
ため、パークゴルフ場のコース利用につきまして、大人 200円、小・中学校 100円、貸出クラブ
100円、ボール50円と改めるものでございます。

附則といたしまして、平成18年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第10号 美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する

る条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

この施設は、合併時に指定管理者制度を導入して管理する予定であったことから、旧町村条例を暫定的に施行しておりました。しかし、昨年指定管理者制度を導入するに当たり、直営管理にした方が経費面においてメリットがあると判断し、直営管理と決定しました。

以上の理由から、合併時から続いてきた暫定的な施行を改め、設置条例を制定するものでございます。

この条例は、施設の使用に関する規定が主となっており、平成18年4月1日から施行したいと考えてございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第10、議案第11号 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、議案第11号について提案及び内容についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する事項を定めるため提案をするものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例(案)ですけれども、第1条では町民の健康増進と憩いの場を提供し、グラウンドゴルフによる地域連帯の醸成を図ることを目的として設置するものであります。

第2条におきましては、名称をあつたか山グリーンパークと定めてございます。

第3条におきましては、施設の概要を定めてございます。

第4条から5条におきましては、使用期間、使用時間及び休業日を定めてございます。

第6条から次のページでございます、第8条におきましては、使用等につきまして定めてございます。

第9条から第11条におきましては、使用料等について定めてございます。

第12条におきましては、損害賠償義務について定めてございます。

次のページ、3ページでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第16、議案第12号 美郷町公園設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 議案第12号についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、中心市街地活性化事業、街なみ環境整備事業として整備しました「寺町親水公園」それから、「かまくら畑公園」、この二つの公園の完成によりまして、美郷町公園条例に基づき管理するため、美郷町公園条例を改定するものでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

公園条例の別表第2条関係の別表でございますが、野際湧水池公園の項の次に寺町親水公園、かまくら畑公園、それぞれを追加するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第17、議案第13号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

これは、千畑カントリーパーク整備事業ということで、グラウンドゴルフ場整備工事契約の一部を変更するものでございます。

休憩スペースの日陰確保のため、ケヤキを3本追加植栽すると。それから、利用者の利便性を考慮し、ベンチを4基追加すると。それから、駐車場と休憩スペースの間に12メートルを追加植栽するというように、若干変更で、延長、増減が生じたために利用者の利便性を考慮した変更となります。

ということで、議会に付すべき契約、財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定によって提案するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第18、議案第14号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

これも同じく工事請負契約の一部変更でございます。

これは、地方道路交付金事業、南千間谷地・元村線道路改良舗装工事の契約の一部を変更するものでございます。

この変更の理由としては、安全施設工においてカーブ箇所にはカーブミラーを設置したいと。

なお、暗渠工について、水路管理者との工事に関する合意に約3カ月の不測の日数を要したことによって、工期を平成18年6月30日まで延期したいという内容でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第19、議案第15号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

これも同じく工事請負契約の一部変更でございます。

地方道路交付金事業、赤城・扇田線道路改良舗装工事契約の一部を変更するものでございます。

その変更の理由でございますが、取りつけ道路工について公安委員会、管轄警察と協議した結果、交差点の形状を改良することを追加したいと。それから、排水構造物工について管轄土地改良区と協議の上、精査して、一部寸法を変更したいと。

なお、先ほど同じですけれども、地権者との用地交渉等に日数を要したことによって、工期を平成18年6月30日まで延期したいと。以上のことでございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) 議案第16号についてご説明申し上げます。

提案及び内容でございますが、これまでの施設整備事業に要しました起債の償還及び事業の推進を図るため、1億6,000万円以内の金額を一般会計の方から繰り入れしていただきますようお願いするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第21、議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) 議案第17号についてご説明申し上げます。

内容でございますが、これまでの下水道事業に要しました起債の償還及び事業推進を図るための財源を一般会計から1億3,000万円以内を繰り入れしていただきますようお願いするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第22、議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第18号についてご説明いたします。

内容でございますが、これまでの農業集落排水事業の施設の償還分及び事業推進を図るための財源を一般会計から1億4,000万円以内の額を繰り入れしていただくものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第23、議案第19号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第10号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

今回の補正については、歳入についてはそれぞれの交付金、補助金及び負担金等の額が確定したものと及び収入については、決算が見込まれる額を計上いたしました。

10ページをお開き願いたいと思います。

歳入からご説明申し上げたいと思います。1款2項1目固定資産税ですが、これは償却資産分の増でございます。

3款1項1目交付税の地方特例交付金でございますが、これは、額の確定でございます。

9款1項1目は、普通交付税の確定額でございます。

11款1項1目でございますが、これは実績精査による補正でございます。

なお、古館南地区の基盤整備促進事業費については、事業費の減でございます。

2項1目保育料の負担金でございますが、これは実績によるものでございます。広域入所費用負担金についても、同じく実績によるものでございます。

2目の農林水産業費負担金でございますが、これは事業費の確定によるものでございます。

11ページでございますが、12款1項1目外郭団体事務室使用料でございますが、これは、コミュニティセンターの使用料の実績でございます。温泉施設食堂及び厨房使用料でございますが、これは、売り上げ額割の減でございます。これは自動販売機設置、自動現金支払い機設置料につ

いては、精査による増でございます。

2目の衛生使用料ですが、これは実績によるものでございます。

4目の農林水産使用料でございますが、これは実績見込みによる減でございます。

5目の商工使用料でございますが、これは利用実績による減でございます。

6目の土木使用料でございますが、これは直営住宅使用料の減でございます。

7目の教育使用料ですが、これは実績による減でございます。3節のこれについては、利用実績による減でございます。体育館については、増になってございますが、これも実績によるものでございます。

12ページをお開き願いたいと思います。

13款1項1目でございます。これは身体障害者保護費負担金でございますが、これは身体障害者施設訓練等支援費の減額によるものでございます。同じく、知的障害者施設訓練等支援費負担金、これも減額によるものでございます。それから、3節の児童措置費負担金でございますが、これは精査による減額補正でございます。それから、保育所運営費の負担金でございますが、これは千畑地区1人減、仙南地区2歳児1人増、それから、保育単価の改正による減でございます。

2項2目民生費国庫補助金でございますが、これについては、それぞれの事業費の減によるものでございます。2節の社会福祉施設等施設整備費補助金でございますが、これはサンワーク建設時の補助金分でございます。

それから、3目の衛生費国庫負担金でございますが、これは事業量の減によるものでございます。

4目の商工費国庫補助金ですが、これは実績による減でございます。

5目の土木費国庫補助金ですが、3節、5節、これについては実績によるものでございます。

6節の道路維持費補助金でございますが、これは、臨時市町村道の除雪事業費補助金ということで、平成17年度の国庫補助1,000万円が入っております。

6目の教育費国庫補助金でございますが、これは、1節については実績によるものでございます。1節の小学校費補助金でございますが、公立学校施設整備費補助金、これは、六郷東根小学校、千屋小学校耐震補強工事の補助金分でございます。2節の中学校費補助金でございますが、要保護生徒就学援助費補助金、これは実績によるものでございます。同じく公立学校施設整備費補助金ですが、これは千畑中学校の耐震補強工事に対する補助金でございます。3節幼稚園費の補助金でございますが、これは対象者26人に対する補助金でございます。

3項1目、これは選挙でございます。9月11日の選挙が行われた実績でございます。

14款 1項 1目民生費県負担金でございますが、これは身体障害者保護費負担金でございますが、これは対象訓練等の支援費の減額によるものでございます。同じく、知的障害者施設訓練等支援費でございますが、これも減額による確定したものでございます。3節の児童措置費負担金でございますが、これはそれぞれ精査による減額補正でございます。それから、一番下の保育所運営費負担金でございますが、これは児童の増減、保育単価の改正による減でございます。

2項 1目でございますが、これは実績によるものでございます。

14ページをお開き願います。

2目民生費県補助金でございますが、それぞれの事業費の減額による減でございます。3節の児童福祉費補助金でございますが、これも事業費の減額によるものでございます。それから、障害児の保育事業費補助金ですが、これは対象障害児の減によるものでございます。ひとり親家庭児童保育援助補助金ですが、これは対象者の増によるものでございます。

3目の衛生費県補助金ですが、これは事業量の減によるものでございます。

4目の労働費県補助金ですが、これは出稼ぎ労働者の減少によるものでございます。

5目の農林水産業費県補助金でございますが、担い手育成農地集積事業費補助金、これは上深井地区の実績精査の補正でございます。中山間地域等直接支払い交付金、これは政策による工法単価の変更に伴う減でございます。2節の畜産業費補助金でございますが、事業費の増によるものでございます。これは3分の1の補助でございます。3節農林整備費補助金でございますが、これは千畑地区農村振興総合整備統合補助事業でございますが、千屋地区については、県費の確定によるものでございます。その下の基盤整備促進事業費補助金については、事業費の減によるものでございます。4節については、実績によるものでございます。5節についても同じく、事業費の確定に伴う減でございます。

8目の土木県補助金ですが、これも実績によるものでございます。これは河川愛護関係でございます。

3項 1目総務費委託金でございますが、国勢調査委託金、これも委託の確定したものでございます。同じく、下の事業所・企業統計についても交付金額の確定によるものでございます。

15ページでございますが、4目の農林水産業委託金でございますが、これは事業量の確定に伴う増でございます。

6目の教育費委託金ですが、これは実績によるものでございます。

15款 1項 1目ですが、これは実績による土地貸付収入でございます。

2項の 1目ですが、これも実績による土地売払収入でございます。

同じく、下の物品売払収入についても実績によるものでございます。

3目の生産物販売収入についても実績によるものでございます。これはラベンダー等、それから、堆肥売払実績でございます。

19款5項3目、これについては、実績による減でございます。

4目の過年度収入、これは国庫支出金の過年度収入でございますが、これは平成16年度保育所運営費国庫負担金の精算分でございます。同じく、県支出金過年度収入、平成16年度保育所運営費県負担金の精算分でございます。

5目の雑入でございますが、これは電話料の受け入れということで、各施設の実績による減でございます。自動販売機、電気料等々については、実績によるものでございます。

16ページをお開き願いたいと思います。

上の上段ですが、放課後の児童健全育成、それから、延長保育事業保護者負担金、これは実績によるものでございます。視聴覚事業入場料ですが、これも実績による減でございます。一番下の方の千畑スキー場管理運営協議会精算金でございますが、これは平成16年度協議会負担金の精算の戻し入れ金でございます。

20款1項1目総務債でございますが、これは補助金と起債の残り額を借り入れした額でございます。

2項の農林水産業費でございますが、事業費の確定でございます。農業生産基盤整備事業費でございますが、県営圃場整備事業の5地区の適債事業費の変更によるものでございます。

3項の商工債でございますが、これは実績による街なみ環境整備事業費ですが、実績による減でございます。市町村振興資金についても実績による、これは増でございます。それから、2節の観光施設整備事業費でございますが、県市町村振興資金ですが、これはサンアール建築借入債務負担も含まれてございます。

なお、これについては、一般単独事業債、一般公共事業債、これは雪国創造事業費でございます。

4項の土木債ですが、この1節については、実績によるものでございます。2節の特定地区公園整備事業債は、千畑カントリーパーク事業の分でございます。3節、4節については、実績によるものでございます。

5項の消防債でございますが、これは防災基盤整備事業債ということで、小型ポンプ、防火水槽、積載車の実績による減でございます。

臨時財政対策債ですが、これは額の確定でございます。

同じく、減償補てん償ですが、これも額の確定でございます。

8目の教育債ですが、これは義務教育施設整備事業債、六郷東根小学校、千屋小学校、千畑中学校耐震補強工事による起債でございます。その下の2節の教育助成事業債ですが、これは市町村振興資金ということで、奨学資金の貸付金を計上してございます。

18ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございますが、歳出については、事業の完了による精査した額、また、人件費については、今後支払いが見込まれる額を計上して補正するものでございます。

なお、留保されていた普通交付税については、今回最終議会と思われまますので、確定額との差額を全額計上いたしました。

2款1項1目でございます。これは、共済組合追加費用、率改正に伴う不足分でございます。それから、報償費については、永年功労表彰ということで予算計上していますが、これは支払いなしということで減額してございます。それから、需用費については、追録あるいは作業服購入の差額、そういうものを減額してございます。それから、食糧費については、会議、研修等の懇親会費用の支出の件で、これは実績でございます。それから、13節の委託料ですが、これは職員の健康診断の実績による減でございます。ファイリングシステム構築業務委託料ですが、これは当初は委託しようということでしたが、町で実施するためにこれを減額してございます。

2目の行政推進費でございますが、これは美郷めぐり事業の実績によって減額してございます。13節の委託料については、町民歌の制作委託料ということで、減額してございます。

3目の文書広報費でございますが、これは実績によるものでございます。それで、13節の委託料ですが、これについては請負差額の減でございます。

5目の財産管理費でございますが、これは土地購入費ということで、土地開発公社の償還金の確定したので減でございます。それから、仙北東森林組合の賦課金、これについても合併後の面積割が確定したということで、これも減額してございます。

19ページをお開き願います。

6目の企画費でございますが、これは実績によるものでございます。13節の測量調査委託料でございますが、これは街なみ環境整備事業の請負差額の減でございます。14節の駐車場及び有料道路使用料ということありますが、これは、かすみがうら市と交流した際の使用料、これは大型バスを計上していますが、普通車で行ったということで、その差額分を減額してございます。それから、事務機器借上料については、実績によるものでございます。それから、15節の工事請負費ですが、これは街なみ環境整備事業請負差額の減でございます。あと、19節については、実

績によるもの、あるいは利用者の減少によるものでございます。

7目の電子計算費でございます。これは、それぞれパソコン、修理代等々の経費を計上させていただきます。あとは実績によるものでございます。

20ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、これは時間外については、年金業務システムの職員時間外の計上させていただいております。

それから、4項2目選挙啓発費でございますが、これは実績による減でございます。

なお、4目、6目については、それぞれ選挙費確定していますので、実績による減でございます。

21ページをお開き願います。

統計調査でございますが、5項2目でございますが、これについても額が決定していますので、その分を調整させていただきました。増減させていただきました。

3款1項2目でございますが、13節の委託料、これは利用回数の減によるものでございます。身体障害者等々についてでございますが、これは利用者の減、自己負担額の改正による減が主な内容でございます。

なお、重度障害者日常生活用具給付費については、給付者の増によるものでございます。

3目の高齢者福祉費でございますが、これは食糧費ということで、敬老会事業が終わっていますので、その減でございます。

22ページでございます。

一番上の方でございますが、はり・きゅう等々については、利用者の減によるものでございます。

それから、2項2目児童措置費でございますが、これは精査による減額補正でございます。

4目、5目については、財源補正でございます。

4款1項2目でございますが、医薬材料費でございますが、これは日本脳炎差しひかえによる減額でございます。あとは、それぞれの委託料については、検診の実績による減額でございます。19節には斎場使用料の負担金ですが、これは不足分を計上させていただきました。

2項1目の清掃費ですが、これは額の確定によるものでございます。

6款1項1目、2目ですが、これは、経営所得安定対策大綱、行政座談会等の時間外勤務手当を計上させていただきました。あとは、下の方については、委員会報酬、実績によるものでございます。

24ページをお開き願いたいと思います。

これは、7節についても実績による減でございます。12節も同じ実績による減でございます。14節も同じでございます。19節についても、これについては、認定農業者協議会補助金、これは額の確定でございます。中山間地域等直接支払交付金、これは政策による交付単価の変更に伴う減でございます。24節については、農業経営基盤強化資金の債務保証にかかわる出資金でございます。

4目の畜産業費でございますが、これは実績による減でございます。自給飼料増産総合対策事業費補助金でございますが、これは、平成18年度事業を前倒して実施する事業分を計上させていただきます。

5目の農村整備費でございますが、これは時間外については、説明会等の時間外でございます。それからあとは、ほとんど実績による見込み額を減額してございます。

25ページでございますが、19節でございますが、農業水利施設保全対策事業負担金でございますが、これは金沢ダムの補修の負担実績による減額でございます。それから、土崎小荒川幹線農道、これについては、アロケーの負担による実績による減でございます。それぞれの事業の実績による減、それから、確定したものによる減でございます。それから、土地改良協会の負担金ですが、これは平成17年度土地連へ一本化による減でございます。あとは実績による減を計上させていただきます。

6目の国土調査費ですが、これは実績による減でございます。

26ページの上段ですが、19節、22節については、実績による減でございます。

2項1目の林業費でございますが、これも実績による減でございます。19節の県単事業から国庫事業の変更に伴う負担金割合の減によるものということで、前山地区作業道整備工事負担金、これが減になってございます。

7款1項3目ですが、これは実績による減でございます。

4目についても温泉施設についても実績による減でございます。工事費については、工事請負の差額分を減額してございます。

8款1項1目ですが、これも実績による減でございます。

2項1目については、各負担金が確定したことに伴う減でございます。

ただ、一番最後の方に2目の除排雪の時間外を計上させていただきます。

28ページ、除雪運転手賃金ということで、7節に除排雪の賃金を計上させていただきます。同じく11節についても除排雪の経費ということで、計上させていただきます。13節については、

実績による減でございます。16節でも同じく実績による減です。18節については、除雪ドーザー購入費の請負差額の減額でございます。

3目道路新設改良費でございますが、これは3節、9節、13節、これについては実績による減でございます。同じく14節についても実績による減でございます。この目については、全部実績による減でございます。

29ページ、河川総務費でございますが、これも各団体の額の確定による減額でございます。

4項についても同じく実績による減でございます。

5項について、下水道関係ですが、事業量の精査による減でございます。

6項については、財源補正ということです。

30ページをお開き願います。

9款1項消防費でございますが、これも実績による減でございます。13節の業務委託料でございますが、これは請負差額を計上させていただきました。それから、18節の備品購入費、これも請負差額の減額でございます。

10款1項教育総務費でございますが、この11節の需用費でございますが、これは「子ども見まもり隊」ボランティアの関係の消耗品を計上させていただきました。運転代行委託料でございますが、これは学校行事利用回数の増によるものです。あと、扶助費については、実績による減でございます。

2項1目ですが、これは設計監理委託料、これは六郷東根小学校、千屋小学校耐震補強工事設計監理委託料を計上させていただきました。15節については、同じく六郷東根、千屋小学校耐震補強工事の工事費を計上させていただきました。18節の備品購入費ですが、これは教材費として金沢小のドミノ購入費を計上。それから、一般備品ということで、金沢小学校の車いす用の机、グループ発表ポスター等々の備品の額を計上させていただきました。

あと、31ページ、児童派遣費補助金ですが、実績による減でございます。

3項中学校費でございますが、これも設計監理委託料ということで、これは千畑中耐震補強工事設計監理委託料を補正させていただきました。

なお、15節については、それぞれのその補強工事の工事費を補正させていただきました。

4項については、財源補正でございます。

5項社会教育費ですが、これは事業完了による減でございます。あとは、13節、14節については、実績による減でございます。

32ページをお開き願います。

6 項の保健体育費でございますが、これはそれぞれスキー教室の中止、スキー教室の参加者の減、それから、水泳教室の中止等々による減でございます。13 節については、決算見込みによる減でございます。あとは、14 節、19 節、これについては、それぞれの実績による減でございます。

2 目の保健体育施設費ですが、これも精査による減でございます。

3 目の学校給食費、これは実績による減でございます。

12 款 1 項 1 目については、償還元金を計上させていただきました。

13 款 2 項 1 目ですが、これは財政調整基金の積立金、これは取り崩し分との相殺分を計上させていただきます。それから、減債基金積立金ですが、これは平成17年度分の積立金を計上させていただきます。

14 款 1 項 1 目予備費でございますが、これはそれぞれ歳入歳出の調整分を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ 4 億 7,220 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 133 億 4,763 万 5,000 円とするものです。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

昼食の時間ですが、説明を続行させていただきます。

◎議案第 20 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第24、議案第20号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

初めに、9 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目でございます。これは、財源の補正でございます。

それから、2 項 1 目でございます。これは、各施設の精査に伴うものでございます。

それから、3 項 1 目でございます。これにつきましては、財源の補正でございます。

2 目につきましては、精査によるものでございます。

3目につきましては、精査によるものでございます。

それから、4目でございますが、これは羽貫谷地地区の精査に伴うものでございます。

2款1項1目でございます。これは、373万4,000円を増額してございます。これは、償還金の利子分を計上してございます。

それから、3款1項1目でございます。予備費を減額してございます。これらは、一般会計の方の繰入金に充当するというものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入でございます。1款1項1目でございます。これは、新規加入者9件分が増となったものでございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、繰越分70万8,000円が増となったものでございます。件数にしますと、188件分でございます。

それから、2項1目でございます。これも21万円の増額となっております。精査に伴うものでございます。

それから、3款1項1目でございます。これも事業が完了しました。それらの精査でございます。

次のページ、8ページでございます。

4款1項1目でございます。繰越金を減額してございます。

6款3項2目でございます。これは、川西、六郷、大坂善知鳥外川原線の移設精査に伴うものでございます。

それから、7款1項1目でございます。事業費の確定に伴いまして、起債の減となっております。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ815万8,000円を減額しまして、総額9億1,658万2,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第25、議案第21号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、議案第21号についてご説明いたします。

初めに、10ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。これは、自動車の損害保険ということで、これは精査によるものでございます。

それから、2項1目でございます。14節、17節ともこれは精査に伴うものでございます。

それから、3項1目でございます。これも精査に伴うものでございます。

2款1項でございます。これは、調整でございます。

8ページをお願いいたします。

2款1項1目でございます。受益者加入の負担金でございます。これが増となってございます。

2節の滞納分、これも57件分が増となってございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、繰越分の33.5立米の使用料が増となってございます。

それから、2項1目でございます。新規登録の手数料でございます。188件でございます。これが増となってございます。

3款1項1目でございます。国庫補助金の減額に伴います精査でございます。

それから、9ページでございます。

4款1項1目でございます。これも精査に伴います減となってございます。

それから、7款1項1目でございます。これは、補助金の減額に伴いまして、起債額も確定された。減となってございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額から1,779万8,000円を減額しまして、総額予算をそれぞれ3億1,263万4,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第26、議案第22号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会

計補正予算第3号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、議案第22号について説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。87万6,000円を減額してございます。これは、各節の精査に伴うものでございます。

それから、2項1目でございます。これも各施設の修繕の精査に伴うものでございます。

5ページをお願いします。

歳入でございます。1款1項1目でございます。これは、新規加入者1件の分担金が増となったものでございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、使用料の実績に伴うものでございます。それから、2節でございますが、繰越分79件が増となっております。

2項1目でございます。これは、9件の手数料が増となったものでございます。

3款1項1目でございます。これは、精査に伴うものでございます。228万6,000円の減となっております。

それから、5款1項1目でございます。延滞金74件が増となっております。

それから、7款1項1目でございます。これは、基金利子が収入となったものでございます。

今回の補正によります歳入歳出予算の総額から187万6,000円を減額しまして、総額をそれぞれ2億1,360万4,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

ご苦労さんでした。

(午後0時28分)